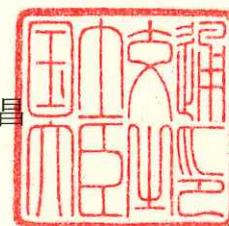


国海員第 3 1 6 号
令和 7 年 1 月 2 0 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣
中野 洋昌



交通政策審議会への諮問について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）第 6 0 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 5 7 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 4 6 9 号

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示案について

諮問理由

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針を別紙のとおり改正することについて、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示案について

1. 背景

労働者の仕事と育児・介護の両立を支援するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 42 号。以下「改正法」という。）において、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などが規定された。

改正法の一部施行（令和 7 年 4 月 1 日）に伴い、船員に係る当該支援制度の詳細を定めている「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針」（平成 22 年国土交通省告示第 703 号）について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

(1) 家族の介護に直面した船員に対する個別の周知等及び雇用環境整備（新設）

- ① 改正法第 1 条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「法」という。）第 60 条第 2 項の規定により読み替えて適用される法第 21 条第 2 項の規定に関して、以下のとおり定める。
 - ・ 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項を知らせる措置並びに介護休業申出及び介護両立支援制度等申出に係る船員の意向を確認するための措置について、取得や利用を控えさせるような形での実施は、同項の措置の実施とは認められないこと
 - ・ 介護休業申出及び介護両立支援制度等申出に係る船員の意向を確認するための措置については、事業主から船員に対して、意向確認のための働きかけを行えばよいものであること
- ② 法第 60 条第 2 項の規定により読み替えて適用される法第 21 条第 2 項及び第 3 項の規定により介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項を船員に知らせるに当たっては、次に掲げる法に規定する介護休業及び介護両立支援制度等の趣旨も踏まえることが望ましいものと定める。
 - ・ 介護休業に関する制度は、介護の体制を構築するため一定期間休業する場合に対応するものと位置付けられていること
 - ・ 介護休暇に関する制度は、介護保険の手續や要介護状態にある家族の通院

の付き添いなど、日常的な介護のニーズにスポット的に対応するために取得できるようにするものと位置付けられていること

- ・ 介護のための所定労働時間の短縮等の措置その他の仕事と介護の両立のための柔軟な働き方に関する制度及び措置は、日常的な介護のニーズに定期的に対応するために利用できるものと位置付けられていること

③ 法第60条第2項の規定により読み替えて適用される法第21条第3項の規定により介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項を知らせる際には、介護休業に関する制度及び介護両立支援制度等と介護保険制度の内容を同時に知ることが効果的であることから、介護保険制度についても併せて周知することが望ましいものと定める。

④ 雇用環境の整備の措置を講ずるに当たっては、可能な限り、複数の措置を行うことが望ましいものと定める。

(2) 3歳になるまでの子を養育する船員のための所定労働時間の短縮措置（新設）

育児のための所定労働時間の短縮措置は、船舶の停泊中における1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含むものとした上で、以下に掲げる措置等についても併せて設定することが望ましいものと定める。

- ・ 船舶の停泊中における1日の所定労働時間を5時間とする措置又は7時間とする措置
- ・ 1週間のうち船舶の停泊中における所定労働時間を短縮する曜日を固定する措置
- ・ 船舶の停泊中における休日を週休3日とする措置

(3) プライバシーへの配慮（新設）

妊娠・出産等に関する情報や、家族の介護を行っている又は直面していることを職場で明らかにしたくない等の事情を抱える者に対する配慮が必要であるため、妊娠・出産等や家族の介護に関する情報が適切に管理されるよう、事業主は、船員から当該情報の取扱いに係る意向が示された場合には、その意向を踏まえ当該情報の共有の範囲を必要最小限とすることや、当該船員の意向に沿えない場合には、その理由を説明する等の配慮をすることを定める。

(4) その他

その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年3月中旬

施 行：令和7年4月1日（火）